

令和元年度第1回愛知県都市計画審議会

令和元年7月12日（金）午後2時

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5月1日から10月31日までをさわやかエコスタイルキャンペーン実施期間とし、軽装・ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局は、軽装・ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、傍聴される方々をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のとおり、静粛に傍聴していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

携帯電話は、電源を切るかマナーモードにさせていただき、かばん等にしまってください。録画録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

皆様、こんにちは。会長の中村でございます。会議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和元年度第1回愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、大変お忙しい中皆様御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度は、愛知県の将来の姿を定める愛知県都市計画区域マスタープランの見直しを行ったわけでございますけれども、今年度は、これに併せて、また更に皆様それぞれ御専門のお立場から御意見をいただきながら活発に議論を進めますとともに、円滑に会議が進むよう御協力をお願いして、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、御紹介申し上げます。お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せてごらんください。

農業分野の学識経験委員として岐阜大学准教授李侖美委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。

市町村の長を代表して委員をお願いしました碧南市長の禰宜田政信委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。

県会議員の委員として委員をお願いいたしました須崎かん委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 須崎かん）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

原よしのぶ委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 原よしのぶ）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

新海正春委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 新海正春）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

日高章委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 日高章）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

河合洋介委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 河合洋介）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

おおたけりえ委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 おおたけりえ）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

市町村の議会の議長を代表して委員をお願いいたしました大口町議会議長の倉知敏美委員でございます。

【委員（大口町議会議長 倉知敏美）】

よろしくをお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

次に、令和元年度の当審議会の幹事でございますが、お配りいたしました委員名簿の裏面が幹事名簿となっておりますので、この名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

また、本日の会議では、今後の会議のペーパーレス化に向けての試行として、タブレット端末を併用させていただきます。図面につきましては、お手元のタブレット端末とお2人に1台設置してございますモニターを活用して御説明させていただきます。

端末の操作方法につきましては後程説明させていただきます。御不明な点がございましたら、事務局職員にお声がけください。

委員の皆様には、従前どおり紙の図面資料も御用意してございますので、必要に応じて御活用ください。

なお、傍聴人の方はタブレットの御用意がございませんので、紙資料と共用モニターで御確認ください。

では、議事に進みたいと思います。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づきまして、議事録署名者として、黒田達朗委員、新海正春委員を指名いたします。

また、先程事務局から御紹介ありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

まず、市町村の長を代表しまして委員をお願いいたしました禰宜田政信委員、県議会の

委員として委員をお願いしました委員のうち原よしのぶ委員、新海正春委員、河合洋介委員、市町村の議会の議長を代表して委員をお願いいたしました倉知敏美委員。以上の方々を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「尾張都市計画緑地の変更について」及び第2号議案「豊川市における特殊建築物の敷地の位置について」の2議案でございます。

まず、事務局からタブレットの操作説明があるということですので、よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

事務局より、お手元のタブレット端末の操作方法について御説明させていただきます。職員も一緒に操作しますので、必要に応じてごらんください。

初めに、タブレット端末の画面が暗くなっている方は、下側中央にございますボタンを2回軽く押してください。タブレット端末に資料が3つ表示されておりますでしょうか。表示されない場合は、職員にお声がけください。よろしいでしょうか。

資料は、左から順番に、議案、議案概要説明書、図面となります。画面一番右の、図面という資料をタップしていただけますでしょうか。

最初に、第1号議案の【図面番号1】総括図が出てまいります。タブレットは横向きでも御使用いただけます。

画面をスライドしていただくと、資料を進めたり戻したりすることができます。図面は、第1号議案の総括図、計画図に加え、参考図が3枚。続けて、第2号議案の総括図、付近状況図、計画図の順になっております。

また、2本指で端末の画面を広げたりつまんだりするような操作、よろしいでしょうか。ピンチ操作という操作でございますが、これをしていただきますと、画面を拡大縮小できます。更に、縮小されていない状態で、縮小のピンチ操作をしていただきますと、ページ一覧が表示されます。ごらんになりたいページをタップしていただくことで、目的のページに素早く移動できます。

画面左上の矢印のマークをタップしていただきますと、資料の一覧に戻ることもできます。左上の矢印が表示されていない場合がございますが、その場合は、余白の黒い部分をタップしていただきますと矢印が出てまいります。

では、最初の資料一覧、議案、議案概要説明書、図面の3つの資料のフォルダのある画

面にお戻りいただけますでしょうか。

お戻りいただきましたでしょうか。ありがとうございました。

なお、本機材を利用した資料へのメモ書き等の保存、印刷はできませんので、御了承願います。

タブレット端末の操作説明は以上となります。

機材の不具合、操作方法の不明点がございましたら、後方の事務局職員にお声がけください。よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより審議に入ります。

まず、第1号議案「尾張都市計画緑地の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 小嶋幸則】

公園緑地課長の小嶋でございます。よろしく願いいたします。

第1号議案「尾張都市計画緑地の変更について」御説明いたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。議案書は1ページから6ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1から5でございます。

まず、図面番号3の参考図をごらんください。この参考図は、図面右下にございます愛知県を示した広域図を拡大したもので、今回変更を行います第1号国営木曾三川公園尾張緑地全域を示すものでございます。

稲沢市、一宮市、江南市、扶桑町及び犬山市と広範囲にわたりますので、変更の詳細な位置につきましては、今回の変更箇所周辺を示した図面番号1の総括図をごらんください。図面中央の南北の黒色の破線が名鉄尾西線、図面右の青色の実線が国道155号でございます。図面左赤色の破線で示しておりますのが第1号国営木曾三川公園尾張緑地で、そのうち赤色の実線で示しております箇所が、御審議いただく変更を行う箇所でございます。

図面番号4の参考図をごらんください。赤色の実線が今回の変更対象緑地であります第1号国営木曾三川公園尾張緑地でございます。今回の変更箇所については、図面ピンク色の破線で囲われている国営木曾三川公園ワイルドネイチャープラザ、青色の破線で囲われている県営木曾川祖父江緑地及びダイダイ色の破線で囲われている稲沢市営祖父江ワイルドネイチャー緑地の3者の管理区分が隣接しております。

現状では、国が管理する木曽三川公園ワイルドネイチャープラザと県が管理する木曽川祖父江緑地の間に水色矢印実線で示しております稲沢市道が通っているため、両者の一体感が損なわれており、また、国営公園の入り口もわかりづらい状況でありました。そこで、今回、図面水色矢印実線の市道を廃止し、もともとある黒矢印実線の市道の交差点改良により付け替えをすることで、国、県、市が管理する公園の一体利用を促進し、利用者の利便性向上を図るものです。

詳細な区域の変更につきましては、図面番号2の計画図をごらんください。先程説明させていただいた国、県、市が管理する公園の一体利用を促進することを目的として、利用者の安全と円滑な交通を確保するために、計画図左側の国営公園への進入口の改良、計画図右側の交差点改良を予定しており、これに伴う緑地の区域を変更するものでございます。

計画図左側の国営公園への進入口の改良については、環状交差点を設置し、県営公園と市営公園の入り口案内も併せて行うことで、環状交差点が国、県、市の公園のエントランスとして位置づけられることにもなり、わかりやすさや利便性の向上が図られます。この環状交差点の設置に伴い、黄色で着色されている部分が市道となるため、緑地から削除するものでございます。

計画図右側の交差点改良については、堤防道路上にあった市道の付け替えにより交通量の増加が見込まれており、従来の鋭角交差点の見通しの悪さを解消し、通行性及び視認性を向上させることで安全性を確保します。この交差点改良に伴い黄色で着色されている部分が市道となるため、緑地から削除するものでございます。

なお、図面番号5の参考図において、当該箇所の市道付け替え後の車道及び歩行者通路について色分けをした図面を作成しましたので、参考にしてください。

図面の中央に記載しています横断図では、右側の歩車道境界線が緑地と市道の境界になります。

以上の変更により、合計約 600 m²の区分が緑地から除外となります。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 31 年 4 月 9 日から 23 日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき稲沢市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

国、県、市それぞれの公園の一体化、それからその中の通行の安全性、円滑性を向上するための措置ということでございますが、特にございませんでしょうか。

お願いします。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

参考図の左下で、凡例ではピンク色が歩行者通路で、断面図ではピンク色のところが緑地ということで、歩行者道路は緑地の中に含まれるということでもいいですか。

【公園緑地課長 小嶋幸則】

はい。公園の中に含まれます。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

じゃあ、車道のみが市道であるということですか。

【公園緑地課長 小嶋幸則】

参考図真ん中の横断図でございますが、横断図の中で着色してございます左と右側に歩道をつけてございますが、右側の部分だけが公園区域の中に入ります。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

何かちょっと色分けが混乱を招いているような気がしたもので。済みません。わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか、よろしいでしょうか。

ちょっと1点だけ、細かな事項なんです。

今回この交差点の形状にラウンドアバウトを採用されるということで、大変好ましいことだと思うんですが、自動車が逆走しないように対策をすることが必要かと思っておりますので、可能であれば、是非設計の際に往復方向を分離する、交通島の設置を含めて御検討いただけるとありがたいと思います。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。それでは、御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「豊川市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

東三河建設事務所建築課長の川本でございます。よろしく願いいたします。恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

第2号議案「豊川市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。早速でございますが、議案書は7ページから9ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号6から8をごらんください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画法上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

お手元にある議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。2ページをごらんください。

申請者は、加山興業株式会社代表取締役加山順一郎。名称は、加山興業株式会社豊川営業所破砕施設市田作業所。敷地の位置は、豊川市市田町蓮池12-3他10筆。敷地面積は5746.3㎡。処理施設の一日あたりの処理能力は、廃プラスチック類の破砕171.6t、木くずの破砕266.88t、がれき類の破砕318.72t。建築物は、既設が破砕施設棟、保管棟、倉庫棟の計3棟で、これらは既設の塗装工場の建物を用途変更するものでございます。新設は受付棟1棟でございます。延べ面積の合計は2,334.81㎡でございます。

申請者は、昭和50年に産業廃棄物処分業の許可、平成5年に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受け、廃棄物処理業務を行っております。このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における一日あたりの処理能力が、廃プラスチック類の破砕5t、木くずの破砕5t、がれき類の破砕5tを超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号6の総括図をごらんください。図面中央部の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は豊川市中央部に位置し、豊川市役所

から北西に直線で約2kmの市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号7の付近状況図をごらんください。建設地は図面中央の赤い斜線で示した部分でございます。周囲の状況は四方を道路と田に囲まれており、北側は3・2・4号東三河環状線を挟んで田が、東側は市道市田下中野3号線を挟んで田が、南側は市道市田下中野砂田線と田が、西側は市道市田蓮池2号線を挟んで田がございます。

次に、図面番号8の計画図をごらんください。この図面は敷地内の配置計画を示しており、赤色の実線が敷地境界線、黄色で塗りつぶした部分が建物、紫色の破線が廃棄物処理装置である破砕機でございます。建築物は、敷地西側に破砕施設棟、東側に保管棟、倉庫棟、受付棟がございます。廃棄物処理装置は、西側の破砕施設棟に破砕機を1基設置するもので、処理前の廃棄物や処理後の廃棄物は建物内で保管いたします。敷地への出入りは北側の幅員30mの3・2・4号東三河環状線からとしております。図面では黒色三角印で示してございます。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、また、青い色の実線の部分に公害防止上有効な塀を設け、環境整備に努めております。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等は全て環境保全目標を満たしております。また、関係市である豊川市長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

おおたけ委員、お願いします。

【委員（愛知県議会議員 おおたけりえ）】

お願いします。

今回の場所は、周りが農振農用地の田んぼに囲まれている豊川塗装の工場跡地ということですが、この土地自体の地目は宅地になっているということですが、もともとの場所も農振農用地だったところを道路用地の代替用地として例外的に農転された土地だと聞いております。

産廃の内容としては、木くずや廃プラスチック、がれきの破砕や一時的な置き場であるということですが、周りの良好な農地に与える影響をやはり操業前にしっかりと想定をして、対策をとっておくことが重要であると考えております。

先程の説明書の中では、理由のところでは公害対策には万全を期するとともに環境には

十分配慮する計画であるということが記載がありましたけれども、まず伺いたいと思います。排水については、田んぼのほうに入らないようなしっかりした対策が必要と考えますけれども、どのような対策を行っているのか教えてください。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

東三河建築課長。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

排水につきましては、雨水排水、それから雑排水関係と大きく2つに分かれると思います。

計画図をごらんいただきますと、真ん中の水路を挟んで、右側の敷地と左側の敷地に大きく分かれる形になっておりますが、右側の敷地につきましては、右側の5mの道路の下に埋設管、既設の埋設管がございます。右側の敷地については、一旦集めた上で道路下の既設埋設管につなぐ形にいたしまして、この敷地から150mほど離れたところに諏訪川という川がございますが、そちらまで埋設管でつなぐ形になります。それから、左側の敷地の雨水につきましては、こちらにも1カ所にまとめた上で、西側にある道路の側溝につながり計画でございます。この側溝も、最終的には先程御説明した諏訪川のほうに流れるということを豊川市の道路維持課から聞いております。

それから、汚水雑排水関係でございますが、これらは敷地の中にある合併浄化槽に一旦集まります。そこで浄化されまして、これについては西側敷地、東側敷地のもの合わせて東側敷地にある浄化槽に集めまして、そこで浄化した後、東側道路の、先程御説明した埋設管につながりという形になっております。

排水についての処理の流れは以上でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

おおたけ委員。

【委員（愛知県議会議員 おおたけりえ）】

わかりました。排水については、汚水については諏訪川のほうと、雨水については道路側溝に流れるけれども、それは用水に使われても問題のないような水だということですね。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

最終的には諏訪川という川につながりまして、ここで申し上げますと、真ん中に「水路」という表示がございますが、この水路が実は農業関係のほうに使われているということでございまして、こちらには流さないように、また流してほしくないというのが市のほうか

ら、また地元の方から要望がありましたので、今のような排水計画になりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

どうぞ。

【委員（愛知県議会議員 おおたけりえ）】

ありがとうございます。

次に、粉じんについて、これも周りの作物等への影響がないように対策をすべきだと思っておりますけれども、これについてはどのようになっているのか教えてください。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

東三河建築課長。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

粉じんということによろしいですかね。

【委員（愛知県議会議員 おおたけりえ）】

はい、そうですね。飛散する粉じん。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

基本的には、破碎機自体がまず屋内に置かれているものですが、ものによっては、確かに粉じんが発生するものがございます。

この破碎機とコンベアに沿いまして散水設備というのを設置いたしまして、そういう飛散する可能性がある、飛散して粉じんが出るようなものについては、適切な散水を行って外に粉じんが出ていかないような対策をとりながら破碎するという計画でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

おおたけ委員。

【委員（愛知県議会議員 おおたけりえ）】

わかりました。

あとまた、木くずにアスベストが付着したものが紛れるようなことがあると専門の方から伺ったことがあるんですけども、そのアスベストの対策についてはどのように考えてみますでしょうか。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

ここに持ち込む品目とかにつきましては、地元の自治会等と協定書を結ぶようなことを今後、今の時点でも協定書を結んでおりますし、更に実施段階には詳細に詰めていくという予定になっております。

その中で、今委員の御指摘があったアスベスト関係のものは、木材に限らず、建材に含まれている、又は含まれる可能性があるというものが幾つがございますけれども、基本的には、ここの工場ではアスベスト関係のものは破碎しないということが、まず第一のお約束ということに、その協定書はなっております。

それと、先程の混在についての疑義につきましては、アスベスト関係のみならず、例えば発火する可能性のある電池だとか、そういったものもいろいろ混在することがあるので、基本的には、まず目視でそういう異物、危険物がないかどうかということを確認してから破碎するという、そういう作業手順をとると聞いております。

そういった形で、危険物質の飛散ですとかそういったことがないように配慮していきたいと考えておるということでした。

【委員（愛知県議会議員 おおたけりえ）】

ありがとうございます。

今地元自治会さんとは協定書を結んでいてというお話があったんですけども、地元の農業関係者の団体からは反対の嘆願書が出ていると。また、隣地の方の承諾もとれていないと伺いましたが、その地元との状況は把握してみえるのか、また、そのようなことについてどのように考えてみえるのか伺います。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

東三河建築課長。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

反対の嘆願書につきましては、豊川市の市長宛てということで、市田の農事会、少し前までは市田の農業組合という形でしたけれども、そちらから豊川市長宛てに提出されたものです。

本案件は、廃掃法の処理施設設置許可、それから建築基準法の 51 条ただし書の許可のほか、豊川市が許可権者である都市計画法第 42 条の規定による許可が、調整区域ということもあって必要になることもあり、地元自治体である豊川市に嘆願書が提出されたと思っております。

その嘆願書の中には、基本的に反対ということが書かれておりますが、反対の理由としては、東側道路の拡幅及び車両の出入りと公害の 2 点ということが挙げられておまして、計画図を見ていただくと理解していただけると思うんですけども、この塗装工場の操業時に利用していた敷地東側の 5m 道路の出入り口というのが先程問題にされたところまし

て、今回はそれをもうなくす計画です。それで、搬出入車両については、既設建物の北東角部分を一部除却いたしまして、今回、この計画図にございますとおり、幅 9mの出入り口をつくって利用するという形になります。

それからもう1つ、公害ということにつきましては、申請書に添付された生活環境影響調査書によりますと、騒音、振動、粉じん、悪臭については制限値を上回ることなく問題がなく、また、事業開始後の状況についても、2月に協定書を結びまして、環境基準に合った計測を行い、結果を町内会長へ提出するという、そういうお約束になっております。また、先程も御説明しましたが、中央の農業に利用されている水路については、雨水等を一切流すことはございません。

以上から、その嘆願書の中で反対の理由とされていた2点については、現時点の事業計画においては解消されていると考えております。反対の具体的、合理的な根拠についてはなくなったのではないかと考えております。

嘆願書については以上でございます。

【委員（愛知県議会議員 おおたけりえ）】

ありがとうございます。

先程、2月に協定書を結んだというのは、相手方はどちらですか。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

加山興業さんと市田町内会でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

はい、どうぞ。

【委員（愛知県議会議員 おおたけりえ）】

わかりました。

町内会と協定を結んだとはいえ、私が思うに、一番関係してくるのはこの周りの田んぼを営農してみえる方々ではないかと思っております。

反対の嘆願書の2項目、道路のほうは解消していただいたということですが、公害のほうもいろいろ対策はしてくださっているようですけれども、反対の嘆願書を出してからこの団体とは直接に話し合いのテーブルに着けていないというようなことも聞いております。本来なら、営農者の団体と協定を結んでから進めるべきではないかと考えております。

是非営農されている方々の理解を得ながら、後々のトラブルを防ぐためにも丁寧に進め

ていただきたいなと思っております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

東三河建設課長。

【東三河建設事務所建築課長 川本洋治】

協定書は2月に結んだものなんですけれども、その中で、また許可後に市田町内会及び市田農事会、それと事業者の間でもう一回詳細については話し合いを行って、再度協定を結び直すという一文が書いてございます。

事業者の方も長年地元で産業廃棄物処分業を行い、愛知県が優良業者にも認定している業者でございますので、この協定書の内容についても信義に従い誠実に行って、地元と共存共栄を目指されていかれると考えております。

以上でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第2号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で議案の審議は全て終了いたしました。

委員の皆様には、議事の円滑な進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

なお、本日はペーパーレス会議に向けての試行ということでタブレット端末を使用した会議でしたが、いかがでしたでしょうか。よろしいでしょうか。

会議資料については、将来的にはペーパーレス化というのが世の中の流れになっておりますので、事務局で今後検討を進めていただければというふうに思います。

それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

ありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

タブレットの電源などそのまま結構ですので、机の上に置いておいてください。

本日はありがとうございました。

(閉会 午後2時40分)